

総 税 市 第 5 0 号
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 局 長 様
東 京 都 主 税 局 長

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

「道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げに伴う
手持品課税の取扱いについて」の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行により、平成30年地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）において講じられた紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率が同年9月30日まで適用されることとなりました。

これに伴い、「道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げに伴う手持品課税の取扱いについて」（平成27年10月22日総税市第80号総務省自治税務局市町村税課長通知）を下記のとおり改正しますので、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い致します。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げに伴う手持品課税の取扱いについて」（平成27年10月22日総税市第80号総務省自治税務局市町村税課長通知）の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

なお、本通知による改正後の一（1）規定は、平成30年10月1日から適用する。

「道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げに伴う手持品課税の取扱いについて」の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>一 手持品課税の対象となる製造たばこの範囲</p> <p>(1) 平成27年改正法附則第12条第3項、第9項、第11項、第13項の規定による道府県たばこ税の課税（以下「道府県の手持品課税」という。）並びに第20条第3項、第9項、第11項、第13項の規定による市町村たばこ税の課税（以下「市町村の手持品課税」といい、道府県の手持品課税及び市町村の手持品課税を総称して以下「手持品課税」という。）の対象となる紙巻たばこ三級品（「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」及び「バイオレット」の6品目をいう。以下同じ。）は、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日及び<u>平成31年10月1日</u>（以下「手持品課税の日」という。）前に地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第74条の2第1項及び第465条第1項の売渡し又は第74条の2第2項及び第465条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品で、手持品課税の日において卸売販売業者等（法第74条の2第1項及び第465条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者が販売のため所持する紙巻たばこ三級品である。</p> <p>略</p>	<p>一 手持品課税の対象となる製造たばこの範囲</p> <p>(1) 平成27年改正法附則第12条第3項、第9項、第11項、第13項の規定による道府県たばこ税の課税（以下「道府県の手持品課税」という。）並びに第20条第3項、第9項、第11項、第13項の規定による市町村たばこ税の課税（以下「市町村の手持品課税」といい、道府県の手持品課税及び市町村の手持品課税を総称して以下「手持品課税」という。）の対象となる紙巻たばこ三級品（「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」及び「バイオレット」の6品目をいう。以下同じ。）は、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日及び<u>平成31年4月1日</u>（以下「手持品課税の日」という。）前に地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第74条の2第1項及び第465条第1項の売渡し又は第74条の2第2項及び第465条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品で、手持品課税の日において卸売販売業者等（法第74条の2第1項及び第465条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者が販売のため所持する紙巻たばこ三級品である。</p> <p>略</p>